

「ふるや紙」文字・図形デザイン著作権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成28(ワ)16088・平成29年3月23日（民46部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

筆跡の著作物性，化粧紙デザインの著作物性，被告文字の原告著作物への依拠性

【事案の概要】

本件は，原告が被告に対し，原告は別紙著作物目録記載の「ふるや紙」等の文字及び図柄からなるデザイン（以下「本件著作物」という。）の著作権者であるところ，被告が製造販売する別紙被告商品目録の記載の商品（以下「被告商品」という。）のデザイン（同目録「表」欄記載のもの。以下「被告デザイン」という。）は，本件著作物に依拠して作成されたものであり，原告の著作権（複製権）の侵害に当たると主張し，民法709条，著作権法114条2項に基づき損害賠償金の一部2000万円及びこれに対する不法行為の日の後（訴状送達の日翌日）である平成28年5月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告（株式会社鳳凰堂）は，昭和58年5月24日に設立された健康食品等の製造及び販売をする株式会社であり，（所在地は省略）で土産物店を営んでいる。Aは原告の代表取締役，Bはその知人である。

イ 被告（株式会社箔一）は，（所在地は省略）において昭和52年9月28日に設立された箔加工品，美術工芸品等の製造及び販売をする株式会社である。（弁論の全趣旨）

(2) あぶらとり紙

ア あぶらとり紙は顔の皮脂等を取るために用いる化粧用の紙であり，金箔を打つために用いる和紙を使い古したものが，従前からあぶらとり紙として用いられていた。

イ 被告（法人化前の被告元代表者による個人営業を含むことがある。以下同じ。）は，昭和51年頃，従前と異なり，金箔を打たないで製造するあぶらとり紙の製法を完成させ，同年10月頃，「ふるや紙」という名称のあぶらとり紙（ただし，その表紙のデザインは「ふるや紙」の字体等が被告デザインと明らかに異なる。）の製造販売を開始した。被告が製造販売するあぶらとり紙には，上記のもの，被告デザインのもの（被告商品。その発売は遅くとも平成12年である。）及び女性の図柄の右側に被告デザインの「ふるや紙」の文字に酷似した文字を配したもの（その発売は平成3年頃である。）がある。（甲38，39，41，乙4，16）

ウ 原告（法人化前のAによる個人営業を含むことがある。以下同じ。）は，

昭和51年10月頃以降，被告から「ふるや紙」という名称のあぶらとり紙を仕入れ，その店舗で販売した。原告のあぶらとり紙（本件著作物を表紙に用いたもの。以下「原告商品」という。）は平成5年5月頃～平成6年6月頃に雑誌で紹介されるなどして広く販売されていたが，原告は，同年8月頃，商品の名称を「ゆとり紙」に改めた。原告と被告の取引は，平成10年頃までに終了した。（甲1，21，30，31）

2 争点

被告は，本件著作物と被告デザインが同一又は類似であることを争わず，次の4点を争っている。

- (1) 本件著作物の著作物性
- (2) 本件著作物の著作者及び著作権者
- (3) 被告デザインの本件著作物への依拠性
- (4) 損害額

【判 断】

1 争点(2)（本件著作物の著作者及び著作権者）について

(1) 原告は，本件著作物はBが作成したものであり，原告はその著作権を譲り受けたと主張するが，これを裏付ける客観的な証拠はなく，専ら，①本件著作物の「ふるや紙」の文字がBの筆跡であること，すなわち，上記文字とBが書いた「ふろや紙」，「かほり紙」及び「ゆとり紙」の文字（甲2，10～13）が類似しており，筆跡鑑定（甲24）においてこれらが同一人の筆跡とされている上，Bが上記「ふるや紙」の文字を再現できること（甲16，17，乙13の1及び2），②「ふるや紙」という名称を考案したのがAであることをその主張の根拠とするものである。

そこで判断するに，上記①について，上記「ふるや紙」と「ふろや紙」等の文字は一見類似するといえるものの，本件著作物の作成者以外の者が本件著作物をまねて後者を作成したとみる余地があり，類似すること自体は本件著作物の作成者がBであることの根拠となるものでない。Bによる再現についてもこれと同様である。また，本件著作物と「かほり紙」及び「ゆとり紙」を子細に比較すると，「紙」の文字の「氏」部の2画目及び4画目の各下端のはねの形状及び方向といった点が相違しており，表現上の特徴的部分が一致するということもできない。さらに，原告の依頼による筆跡鑑定（甲24）は，毛筆等の筆記具で記載された原画ではなく，単色で印刷されたデザイン画を比較したにとどまり，筆致等は不明であること，デザインの過程で加筆修正が施され得ることを考慮すると，その鑑定結果により本件著作物の作成者を判断することは相当でない。

また，上記②について，証拠（乙1，2）及び弁論の全趣旨によれば，昭和40年代以前から，金の板を和紙に挟んで槌で打って延ばすという伝統的な金箔の製法に用いられる和紙につき，使用された後に箔打ちの用に供し得なくな

ったものが「ふるや」と呼ばれており、皮脂を取るための化粧紙に転用されていたことが認められる。そうすると、紙の一種である「ふるや」に「紙」を加えた「ふるや紙」という名称をAが新たに考案したと認めることはできない。

このほか、原告は、前記のとおり、Bにデザインの作成能力があること、本件著作物が広く知られた原告の商標であることなどを主張するが、いずれも原告が著作権者であることの根拠となるとは解し難い。

(2) これに加え、本件においては、以下のとおり、原告が本件著作物の著作権者であることと相いれない事情があると認められる。

ア 原告は、原告商品の製造を委託するに当たりBが作成した原画を被告に交付した旨主張するが、そうであるとすれば、原告があぶらとり紙の名称を変更した時点ないし被告との取引を中止した時点で、被告に対して上記原画の返還を求め、あるいはその保管状況を問い合わせるなどの行動をとるべきものと解される。ところが、本件の証拠上、原告がそのような行動をとったことはうかがわれず、Bが作成したという原画の存在自体定かでないといわざるを得ない。

なお、被告商品の原画に関しては、被告が「ふるや紙」の文字は書家の書いた色紙（乙10）によるものであると主張するのに対し、原告は、色紙の作成者に関する被告の主張が変遷し、作成時期も不明であるので、被告の主張は失当であるとする。被告の主張が変遷したことは原告指摘のとおりであるが、本件著作物がBの作成であると認められない以上、この点は本件の結論に影響するものでない。

イ 被告商品は遅くとも平成12年から販売され、また、被告は被告デザインに酷似する「ふるや紙」の文字を用いたあぶらとり紙を平成3年から販売していたが（前記前提事実(2)イ）、原告は、平成27年12月にBが被告に対して書面を送付するまで、被告に対して本件著作権の侵害その他何らの異議を唱えていない（甲5、7、弁論の全趣旨）。この点につき、原告は被告商品の存在を認識していなかった旨主張するが、原告は（所在地は省略）で土産物店を営む会社であり（前記前提事実(1)ア）、また、被告商品は原告の主張によれば20年間にわたり毎年100万冊が販売されていたというのであるから、その存在に気付かなかったというのは不自然と解さざるを得ない。

ウ 本件著作物を表紙デザインに用いた原告商品は雑誌で紹介されるなどして広く販売されており（前記前提事実(2)ウ）、Aは平成5年3月に本件著作物のうち左下の文字を除いた部分からなる商標の商標登録出願をしたが（甲33）、原告は、翌年8月頃、商品の名称を「ふるや紙」から「ゆとり紙」に変更した（前記前提事実(2)ウ）。この変更の理由につき、原告は、他社が「ふるや紙」という名称のあぶらとり紙を販売し、原告商品との誤認混同が生じたためである旨主張するが、原告商品が「ふるや紙」として広く知られており、Aが考案したという名称につき商標登録出願をしたというのであれ

ば、他社に対して商品名の変更を求めることなく、自らが変更することは不合理と解される。

(3) したがって、原告の主張はいずれも失当であり、原告が本件著作物の著作権者であると認めることはできない。

2 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 筆者は、権利侵害事件の裁判例を批評する時は、常に裁判官の立場に立って考えて判断しようとするから、要件事実を証拠に基づいて解明することを当然の義務としているところ、事案の内容によっては、判決文を何回読んでも、理解することができないものがある。本件はそのような事案に当たるように思う。

2. 本件においては、原告の本件著作物と被告デザインとの同一・類似性については争っていない被告は、争点(2)の本件著作物の真の著作者と著作権者について争ったところ、裁判所は被告の主張を認めたのである。

即ち、裁判所は、①本件著作物はBが作成したものを原告が譲り受けたとした原告の主張に対して、根拠がないと認定したし、文字を子細に比較し、「紙」の文字の「氏」部の2画目と4画目の各下端のはねの形状と方向についても相違し、表現上の特徴的部分に一致するとはいえないと認定した。さらに、原告の依頼によってなされた筆跡鑑定は、毛筆等の筆記具で記載された原画ではなく、「単色で印刷されたデザイン過程で加筆修正が施され得ることを考慮すると、その鑑定結果により、本件著作物の作成者を判断することは相当でない。」と判断しているのである。

しかしながら、裁判所が説示している理由はよく理解することはできない。けだし、判決が証拠に基づかずに筆跡等が不明であるとか、デザイン過程で加筆修正され得るとか、作成者を判断することは相当でないとか認定することは、極めて曖昧な推論に基づくものであって、証拠に基づくものではないからである。

また、裁判所は②「ふるや紙」の文字名称を考案したのがAであるとの原告の主張に対しては、昭和40年代以前から、伝統的な金箔製法に用いられる和紙で、使用後に箔打ちのように供し得なくなったものは「ふるや」と呼ばれ、皮脂を取るための化粧紙に転用されていたことが認められるから、紙の一種である「ふるや」に「紙」を加えた「ふるや紙」という名称を、Aが新たに考案したと認めることはできない、と認定したのである。

3. 以上に加えて、裁判所は、原告が本件著作権の著作権者であることを相容れない事情があることをいろいろ認定したが、結局、原告の主張には原告の行為と矛盾する点が多く失当であるから、原告は本件著作物の著作権者であるとは認定

されなかったのである。

ただ、不思議なことに、裁判所としては、原告が保護対象として主張した「ふるや紙」という筆文字書体を美術の著作物と解して著作権法の保護対象とすることには、何ら疑問視していないである。しかし、原告は、Aが考案した当該名称を表現した原画を所有してはいず、印刷されたデザイン画だけであるというが、これは著作物の成立には関係のないことである。

いずれにせよ、最初から原告による準備不足と証拠不十分な事案であったといえるだろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)

[著作物目録]



(別紙)

[被告商品目録]

(表)

(裏)

